



「もっと知ろう！障害者差別解消法」

～改正後、どう変わっていくか相談事例から学ぼう！～

平成28年4月1日より障害者差別解消法が施行され、さらに、今年5月には合理的配慮の提供を民間事業主にも義務付ける「改正障害者差別解消法」が可決、成立しました。
 障害者差別解消法の改正後、何がどう変わっていくか、これまでに寄せられた相談事例と合理的配慮の事例から、誰もが暮らしやすい街になるためにどうしたら良いかを考えていきましょう。

日 時：令和3年12月2日（木）

14:30～16:00（受付14:00～）

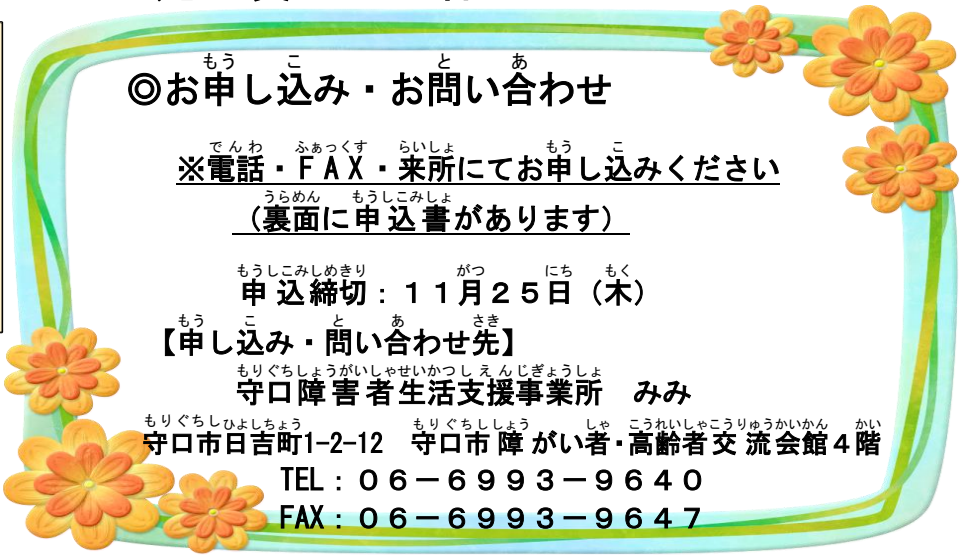
場 所：守口市中部エリアコミュニティーセンター

講 師：北野 誠一 氏

西宮市社会福祉協議会共生のまちづくり研究研修所所長
 大阪市障がい者差別解消支援地域協議会部会長

参加費：無 料 定 員：50名

手話通訳・要約筆記あります。
 レジューメの点字資料が必要な方は、お申し込みの際にお伝えください。



◎お申し込み・お問い合わせ

※電話・FAX・来所にてお申し込みください
 （裏面に申込書があります）

申込締切：11月25日（木）

【申し込み・問い合わせ先】
 守口市障がい者生活支援事業所 みみ

守口市日吉町1-2-12 守口市障がい者・高齢者交流会館4階
 TEL：06-6993-9640
 FAX：06-6993-9647



主催：守口市基幹相談支援センター
 守口市障がい者生活支援事業所 みみ

送付先 FAX : 06-6993-9647

令和3年度 障害者差別解消法講演会 参加申込書

ふりがな	
参加者氏名	
連絡先	
属性	障がい当事者、 家族、 一般市民、 ボランティア 福祉関係者（事業所名： ） 市職員（部署： ） その他（ ）
必要な配慮	配慮を必要とされる方は、ご記入ください ① 点字資料 ② 車椅子利用 ③ その他

研修開催にあたり、ご要望・質問等あれば下記にご記入ください

お問い合わせ：守口障害者生活支援事業所 みみ（細越・大橋）

TEL : 06-6993-9640 FAX : 06-6993-9647

主催：守口市基幹相談支援センター
守口障害者生活支援事業所 みみ